

国会公契第26号
国官技第2号
国営管第8号
国営計第2号
国港総第2号
国港技第2号
国空予管第3号
国空空技第5号
国空交企第2号
国北予第1号
令和8年4月3日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されていることから、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、不動産・建設経済局長から各省各庁公共工事発注担当局長宛に「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」（令和8年3月31日付け国不入企第40号。別添1）が通知されるとともに、不動産・建設経済局建設業課長から建設業者団体の長宛に「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和8年3月31日付け事務連絡。別添2）が通知されたところである。

貴職におかれては、これまでも労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚発第25号）等の別冊）第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用しているところであるが、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて適切な対応を図られたい。

また、請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、以下の点について、引き続き対応されたい。

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、引き続き、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下の対応を取ることで等により、地域の実情や市場における最新の实勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあつては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情によ

り資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされていることも踏まえ、引き続き、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

国不入企第40号
令和8年3月31日

各省各庁公共工事発注担当局長 殿
各省各庁特殊法人等所管担当局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第1項に基づき要請します。

また、各特殊法人等を所管する局長におかれては、所管する各特殊法人等に対して、本要請の確実な周知をお願いします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。

- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
 - ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
- 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。
- 入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

事務連絡
令和8年3月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

このため、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第21条に基づき、別添のとおり要請しましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第161号
国不入企第39号
令和8年3月31日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議員 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議員 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第2項に基づき要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知

らせいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
 - ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
 - ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
 - ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
- 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。
- 入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

国不入企第40号
令和8年3月31日

各省各庁公共工事発注担当局長 殿
各省各庁特殊法人等所管担当局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第1項に基づき要請します。

また、各特殊法人等を所管する局長におかれては、所管する各特殊法人等に対して、本要請の確実な周知をお願いします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。

- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
 - ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
- 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。
- 入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

事務連絡
令和8年4月20日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室
企画専門官殿
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室
官庁施設防災対策官殿
各地方整備局営繕部 整備課長殿
技術・評価課長殿
関東地方整備局営繕部 営繕技術管理課長殿
北海道開発局営繕部 営繕品質調整官殿
技術・評価課長殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部
営繕課長殿
営繕監督保全室長殿

大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算高度化対策官
大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室
企画専門官

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和8年4月3日付け国会公契第26号他）により通知しているところである。

スライド条項の適切な運用等にあたっては、「工事請負契約書第26条第5項の運用について」（令和4年6月17日付け国会公契第6号他）及び「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）の一部改定について（通知）」（令和7年12月10日付け国営積第5号等）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図るとともに、必要に応じて、受注者に対して説明を実施することなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

記

購入金額が適当な金額であることを証明する書類を示し、適当な金額であると認められる場合にあつては、「実際の購入金額」が「実勢価格に基づき算出した額」よりも高い場合でも、「実際の購入金額」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

以上

事務連絡
令和8年5月18日

各地方整備局営繕部 技術・評価課長 殿

北海道開発局営繕部 技術・評価課長 殿

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 営繕監督保全室長 殿

大臣官房官庁営繕部

設備・環境課 統括工事検査官

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続の簡素化・迅速化の促進について(再周知)

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」(令和2年3月11日付け国営設第178号他)において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上

3月27日(金) 国土交通省→建設業団体・民間発注団体

建設業に関し、中東情勢の変化等による原材料・エネルギー価格の上昇を踏まえ、適切な価格転嫁等について中小受託事業者配慮するよう要請するとともに、セーフティネット貸付制度等について周知

○改正建設業法に基づく規定の遵守、活用

- ・通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更の協議を円滑に行う制度の活用

3月31日(火) 国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢の変化等による原材料・エネルギーの取引価格を反映した、適正な請負代金の設定、適正な工期の確保について要請

○最新の実勢価格を適切に反映した予定価格の設定

○スライド条項の適切な運用

○契約後の想定外の納期遅延のおそれに対応した工期の延長等

○最新の情勢(供給量、価格)の把握、受注者からの相談対応等

4月8日(水) 国土交通省→建設業団体

溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

4月14日(火) 国土交通省→建設業団体

溶剤等の流通における目詰まり箇所の特定期間を踏まえ、再度溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

4月30日(木) 国土交通省→建設業団体

全ての建設資材について、前年同月同量を基本とする発注を行うなど、工事予定に見合った適切な調達要請を行うとともに、相談窓口の活用等について再周知